

## 市立豊中病院 清涼飲料水自動販売機設置事業者 募集要項

市立豊中病院（以下「当院」という。）では、当院管理棟 2 階救急受付前において、来院者及び職員が利用する清涼飲料水自動販売機（以下「自動販売機」という。）の設置事業者を募集します。

応募を希望される事業者は、この募集要項をよく読み、次の各事項を承知のうえ、お申込みください。

### 1 公募物件

設置場所	所在地	台数	設備の有無	使用許可 スペース	最低価格 (年額税抜)
管理棟 2 階 救急受付前 (位置図参照)	豊中市 柴原町 4-14-1	1 台	電源コンセ ントあり	幅 1400 mm 奥行 900 mm	995,000 円

\*使用許可スペースには、放熱余地・回収ボックス設置分を含みます。

\*自動販売機の機種によっては、設置及び商品の補充やメンテナンスのための扉開閉や通行等に支障がある場合も考えられますので、事前に当院に連絡のうえ設置場所の確認をお願いします。

### 2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす者が応募することができます。なお、自動販売機設置後に応募資格要件を満たしていないことが判明した場合は、設置事業者としての使用許可を取り消します。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当する者でないこと。（なお、被補助人、被補佐人又は未成年者であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項の規定に該当しない者となります。）
- (2) 豊中市から豊中市入札参加停止基準（平成 7 年 6 月 1 日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 豊中市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 2 月 1 日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (4) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、該当する許認可等の免許を有していること。
- (5) 労働関連法令に違反し官公署から摘発または勧告等を受けていないこと
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含み

ます。)

- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号まで又は第 6 号の規定に該当しない者であること。
- (9) 平成 31・32 年度の豊中市物品等入札参加資格「5806 自販機」又は「6012 清涼飲料水」の認定を受けていること。
- (10) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。
- (11) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (12) 豊中市募集に係る自動販売機について、過去 3 カ年のうち公募手続きにより設置事業者として決定され使用許可を受けたものの、自動販売機を撤去した者（撤去しようとする者を含みます。）でないこと。
- (13) 豊中市募集に係る自動販売機について、過去 3 カ年のうち公募手続きにより設置事業者として決定されたものの、正当な理由なくして使用許可の手続きに応じなかった者でないこと。

### 3 公募条件

#### (1) 設置方法

自動販売機の設置は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項および豊中市財産条例等に基づき、行政財産使用許可により行うものとします。

#### (2) 使用料等

##### ア 使用許可の期間

使用許可の期間（自動販売機の設置、撤去に要する期間は、使用許可期間に含めます。）は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの 1 年間とします。

ただし、公用・公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して当院が支障ないと判断する場合は、1 年以内の範囲で使用許可を更新することができます。なお、更新については、当初当院が設定した応募条件を変更しないことを前提として、4 回の更新（最大 5 年）を限度とします。

\*許可期間中であっても公用・公共用に供するため必要とするときは、使用許可を取り消す場合があります。

\*使用許可期間満了後、引き続き使用許可を受けようとするときは、期間満了3ヶ月前までに行政財産使用許可の申込を行ってください。

#### イ 使用料

設置事業者は、自動販売機を設置するにあたり、使用料を当院に納めていただく必要があります。本案件に応募いただいた事業者等（以下「応募者」という。）の中から、当院が設定する最低価格以上かつ提案価格について最も高い金額を提示した応募者を設置予定事業者として選定します。設置予定者が提示した提案価格に消費税及び地方消費税を加算した金額をもって設置予定者が行政財産使用許可申請手続きを行うことにより正式に設置者となり、使用料が確定します。なお、使用料は当院の発行する納付書により当院の指定する期限までに全額納入してください。

#### ウ その他必要経費等

自動販売機の設置及び撤去に要した工事費（電力使用量計測用子メーター設置費等を含みます。）、移転費等の一切の費用は設置事業者の負担とします。電気料金についてもその全額を設置事業者の負担とし、当院が発行する納入通知書により使用料を当院が指定する期限までに全額納入してください。電気料金については、子メーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格した有効期間内のものに限ります。）を設置する場合は、指示値により計測した使用量に電気料金単価（税込）を乗じて積算した額とします。なお、子メーターの管理についても設置者負担とします。

### (3) 自動販売機の基準

自動販売機については、下記の仕様をすべて満たす機種としてください。

#### ア ユニバーサルデザイン

大型コイン一括投入口、商品選択ボタン、大型取出口など、高齢者、障害者等の利用のしやすさに配慮したユニバーサルデザインとすること。

#### イ 環境対策

##### ●省エネルギー

- ・「ヒートポンプ」技術を利用した機種であること。
- ・「ゾーンクーリング」、「照明の自動点滅・減光」、「学習省エネ」、「真空断熱材」、「ピークカット」等の消費電力量の低減に資する技術を採用している機種であること。

##### ●ノンフロン対策

- ・ノンフロン対応機とすること。

#### ウ 災害救助ベンダー

災害発生時に自動販売機内の飲料を出すことができる販売機（災害救助ベンダー）とし、その旨を販売機に表示すること。また、災害発生時に当院が飲料の提供を必要と判断した場合には、自動販売機内の全ての飲料を無償で提供すること。

エ その他

デザインは公序良俗に反しないものとし、著しく華美なもの等でないこと。ロケーション対応型など、設置場所や環境に応じて周囲の景観に合う色合いをしたものとする。

(4) 設置条件

ア 自動販売機の搬入は、令和2年4月1日（水）から4月3日（金）までに行うものとし、前設置業者と入替時期を調整するなど自動販売機の不在時間が生じないように配慮すること。

イ 自動販売機の寸法

自動販売機は、設置位置図に示した場所に、使用寸法を超えないものを設置すること。

ウ 安全対策

自動販売機を設置するに当たっては、事前に当院と協議のうえ、据付面を十分に確認したうえで地震等により転倒しないように安全に据え付けすること。その際、できる限り建物の躯体に負担がかからない方法で設置すること。

(5) 販売品目等について

ア 品目

一般市場で認知・支持されているお茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類等の缶、ペットボトル、びん等密閉式の容器、紙パックの容器入りの清涼飲料水とする。

なお、酒類およびその類似品の販売は不可とする。

イ 販売価格

販売小売価格より高い価格での販売は不可とする。

(6) 使用上の制限について

次のことを遵守してください。

- 許可物件を指定用途以外の用途で使用しないこと。
- 許可物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をしないこと。
- 許可物件を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定しないこと。
- 使用許可の条件を遵守し、使用料等を期限までに確実に納付すること。
- 使用期間中に3の(3)に係る許認可等の取消しを受けていないこと。

(7) 維持管理責任について次のことを遵守してください。

- 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。
  - 商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
  - 原則として自動販売機1台に1個以上の割合で、販売する飲料の容器（缶・ビン等）の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。また、設置事業者は、販売した容器以外の使用済飲料容器の回収・リサイクルにも協力すること。
  - 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は停滞なく手続き等を行うこと。
  - 自動販売機、回収ボックス、自動販売機周辺は清潔に保つこと。
  - 自動販売機の故障、問合せ並びに苦情については設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。
  - 商品の搬入・空容器の搬出時間及び経路については、当院の指示に従うこと。
  - 自動販売機の売上高及び本数については、月別に集計を行い、半期ごとに自動販売機から出力された売上に関するデータを添付し、当院に報告すること。
  - 自動販売機に商品 PR 用のシール等を貼付する場合は、事前に当院に確認を行うこと。
- (8) 使用許可の取り消しについて
- 次のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがあります。なお、使用許可の取り消し又は変更によって生じた損失について、当院は一切補償しません。
- 許可物件を公用・公共用に供する必要が生じた場合
  - 使用許可の条件に違反する行為があると認める場合
  - 応募の提案内容に虚偽の報告があったとき、又は設置事業者が応募資格を失った場合
  - 著しく社会的信用を損なう行為等により設置事業者として相応しくないと当院が判断した場合

(9) 原状回復

設置事業者は、使用許可期間が満了したとき、又は使用許可を取り消されたときは、速やかに使用許可物件を原状に回復して返還してください。ただし、特に当院が承認したときは、原状に回復しないで返還することができる

ものとし、なお、原状回復に際し、当院は一切の補償をしないものとします。

#### (10) 損害賠償

ア 設置事業者は、その責めに帰する理由により、使用許可物件の全部又は一部を滅失又はき損したときは、当該滅失又はき損による使用許可物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。ただし、使用許可物件を原状に回復した場合は、この限りではありません。

イ 設置事業者は、行政財産使用許可書に定める義務を履行しないため当院に損害を与えたときは、損害額に相当する金額を損害賠償額として支払わなければなりません。

#### (11) 費用の支出及び請求権の放棄

設置事業者は、使用許可物件に投じた費用は理由のいかんを問わず、全て設置事業者の負担とし、これを当院に請求することができません。

## 4 応募申込手続き

応募を希望する事業者は、応募申込書その他必要書類に所定の事項を記入、押印（代表者印）のうえ、送り先または提出先に提出書類を郵送または直接持参してください。

#### ア 郵送で申し込む場合

申込受付期間：令和2年2月7日（金）～令和2年2月28日（金）必着

送り先：〒560-8505 豊中市柴原町4-14-1

市立豊中病院 事務局 施設用度課 宛

\*簡易書留または書留により送付してください。（普通郵便で送付された場合、受付期間内に不着のときは受け取れませんので、ご注意ください。）

#### イ 持参する場合

申込受付期間：令和2年2月7日（金）～令和2年2月28日（金）

【午前9時から午後5時15分】

\*土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。

#### ウ 提出先：市立豊中病院事務局 施設用度課（管理棟4階）

##### (1) 必要な書類（各1部）

- ① 応募申込書（所定様式1）
- ② 事業者（会社）概要（所定様式2）
- ③ 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免証の写し
- ④ 誓約書（所定様式3）
- ⑤ 取扱商品一覧表（所定様式4）
- ⑥ 設置する自動販売機のカタログ（消費電力、寸法のほか、災害救助ベンダー、

環境対策、ユニバーサルデザイン等の機能が確認できるもの)

(2) 申し込みにあたっての留意事項

- ① 申し込みに必要な書類が受付期間内に到着しない場合や不備があった場合は受付できませんのでご注意ください。
- ② 電話、ファックス、インターネットによる受付は一切行いません。
- ③ 提案価格は、年額の価格を記入してください。
- ④ 提案価格が最低価格に達しないとき、文字や金額が不明瞭で判読できない場合、金額を訂正したもの、記名押印のないものは、提案自体を無効とします。
- ⑤ 行政財産使用許可は、応募申込書に記載された名義以外では行いません。
- ⑥ 応募者に関する情報及び応募者数等の問い合わせについては、一切お答えできませんのでご了承ください。
- ⑦ 応募書類の返却は行いません。

(3) 個人情報

応募書類に記載された個人情報は、自動販売機設置予定事業者の選定及び行政財産使用許可に係る事務のみに使用し、その他の目的のためには使用しません。

## 5 設置予定事業者の選定

- (1) 提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を選定対象とします。
- (2) 公募物件に対し、当院が設定する最低価格以上の額で、かつ提案価格について最高の金額で応募申込みを行った者を選定し、設置予定事業者とします。なお、提案価格について最高の金額に応募が 2 者以上ある場合は、当該応募者立会いのもと、くじにより選定します。また、販売品目の売値（値下げ）等は、審査の対象としません。
- (3) 設置予定事業者の通知等  
設置予定事業者の決定は、令和 2 年 3 月 9 日(月)の予定です。  
公募結果については応募者全員に通知します。  
設置予定業者は、行政財産使用許可の申込み手続きを行い、当院から行政財産使用許可を受けて正式に設置事業者となります。

## 6 無効要件

- 次のいずれかに該当するものは、無効とします。
- ① 最低価格を下回る価格提案をしたもの。
  - ② 応募資格者の記名押印がないもの。

- ③ 当院が指定する様式を用いないで価格提案したもの。
- ④ 同一価格提案について、2つ以上の価格提案をしたもの。
- ⑤ 提案価格又は応募資格者の氏名その他主要部分が識別し難いもの。
- ⑥ 金額の訂正、削除、挿入等のある価格提案書によるもの。
- ⑦ 価格提案に関し不正な行為を行ったもの。
- ⑧ その他価格提案に関する条件に違反したもの。

## 7 使用許可申込の手続き

設置予定事業者は、令和2年3月13日（金）までに①から③までの行政財産使用許可申込書等の提出書類を提出してください。

<<行政財産使用許可申込提出書類>> \*提出部数は各2部

- ① 行政財産使用許可申込書
- ② 設置場所の図面
- ③ 自動販売機及び回収ボックスの外寸図

## 8 設置予定事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置予定事業者の決定を取り消します。なお、この決定の取り消しによって設置予定事業者に損失が生じたとしても、当院は一切補償しないものとします。

- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに行政財産使用許可の手続きに応じなかった場合
- ② 「10 設置者の資格の喪失」に示す行為を行い、設置者としての資格を喪失した場合

## 9 設置事業者の公表

設置事業者の決定後、当院ホームページに決定金額及び設置事業者の法人・個人の区分を掲載します。

## 10 設置者の資格の喪失

次のいずれかに該当する場合は、その原因となる日から3年間、豊中市の自動販売機に関する公募の応募資格を失います。

- (1) 行政財産使用許可の条件に違反する行為が認められ、行政財産使用許可が取消された場合
- (2) 提案書類又は実績報告書に虚偽の報告があった場合
- (3) 正当な理由なく自動販売機の設置を辞退した場合
- (4) 行政財産使用許可期間満了前に自己都合により自動販売機を撤去した場合



## 1.1 その他

- (1) 行政財産使用許可の手続きに関する一切の費用については、設置予定事業者の負担とします。
- (2) 応募者は、本案件の選定結果後に、選定結果または本募集要項の内容等に関して、不明または錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません。
- (3) 本募集要項に定めのない事項は、地方自治法その他関係法令に定めるところにより処理します。

## 1.2 質疑の提出および回答について

募集に関する質疑については、質疑受付期限までとし、それ以降は一切受付しません。質疑の提出は電子メールのみとし、持参、郵送、ファックス及び電話による提出は一切受付しません。

質疑受付期限：令和2年2月14日（金）

メールアドレス：[shisetsu@chp.toyonaka.osaka.jp](mailto:shisetsu@chp.toyonaka.osaka.jp)

質疑の回答については、質問者に対してのみ令和2年2月21日（金）にメールで回答します。件名を【自販機公募に関する質疑】とすること。送信する前にウイルスチェックを必ず行うこと。